

事 務 連 絡
令和3年9月10日

スポーツ少年団 各位

宜野湾市教育委員会
教育長 知念 春美
(公印省略)

緊急事態宣言期間中「9月13日～9月30日」のスポーツ少年団の活動について
(通知)

緊急事態宣言中のスポーツ少年団等の活動について、本市の新しい方針を令和3年8月27日付 事務連絡 にて通知したところですが、9月13日(月)から9月30日(木)までの期間中、下記のとおり変更いたしますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 9月13日(月)から9月30日(木)までの期間中のスポーツ少年団の活動は原則中止とする。

ただし、全国大会へ派遣が決定しているチームおよび個人の練習については、九州・全国の予選に係る大会等に出場する場合に限り、大会の2週間前から、学校長の許可の下、平日90分以内(早朝練習なし)、土日休日2時間以内(準備・片付け・清掃・整備やミーティング等は含まない)、必要最小限の人数にて行うことができる。その際は感染症対策を徹底し、昼食をはさむことのないように時間を設定すること。

※学校長の許可を得る際に大会要項(大会の期日の記載されている)を提出し、許可を得ること。

- 2 活動前後に、児童同士の飲食を控えるよう特に指導を徹底する。
- 3 感染者又は濃厚接触者が出た少年団については、停止を要請する。
活動再開時に学校施設を借用する場合には、学校長の許可を得ること。
- 4 練習試合・合同練習・合宿等は行わない。

※参考資料として

緊急事態宣言中の部活動およびスポーツ少年団の活動について(通知)〈令和3年9月10日付 宜野湾市教育委員会 事務連絡〉をご確認ください。